

太宰府市審議会等における女性の登用状況（令和 6 年4月1日現在）

	審議会等名称	180 条の 5	担当課	広 域	任 期 （ 年 ）	在任期間			委員 定数 （人）	委員 総数 （人）	男性 委員数 （人）	女性 委員数 （人）	女性の 割合 （％）	公募の 有無	公募 委員数 （人）	応募数 （人）	根拠法令	委員の要件	目標 （40％） 達成○ 未達成×	目標未達成（40％未満） の理由	備考（広域の場合は事務局市町村 名を記入すること）
						いつから	～	いつまで													
1	太宰府市表彰選考委員会		総務課				～			5	5	0	0.0%	無	-	-	太宰府市表彰規則	あて職(1)副市長(2)教育長(3)総務部長(4)市議会正副議長	×	あて職のため	
2	選挙管理委員会（☆）	○	総務課		4	R3.4.1	～	R7.7.31	4	4	2	2	50.0%	規定に 無	-	-	地方自治法 太宰府市選挙管理委員会規程	選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、普通地方公共団体の議会においてこれを選挙する。 委員は、地方公共団体の議会の議員及び長と兼ねることができない。	○		
3	公平委員会（☆）	○	総務課	○	4	R1.7.20 R3.7.25 R6.4.1	～	R5.7.19 R7.7.24 R10.3.31	3	3	3	0	0.0%	無	-	-	筑紫公平委員会設置規約	関係市等の長が協議により定めた候補者についてそれぞれの関係市町等の長が当該市町又は一部事務組合の議会の同意を得たのち、筑紫自治振興組合長が選任する。	×	関係市等の長が協議により候補者を定めるため	任期4年（委員ごとに異なる） 事務局：太宰府市
4	固定資産評価審査委員会（☆）	○	総務課		3	R4.3.15 R5.3.26 R6.3.26	～	R7.3.14 R8.3.25 R9.3.24	3人以上	3	2	1	33.3%	無	-	-	地方税法 太宰府市固定資産評価審査委員会条例	当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者	×	双方の性別に配慮して候補者を選考しているが、委員数が3人であるため。	
5	太宰府市総合戦略推進委員会		経営企画課		2	R5.8.18	～	R7.3.31	20	18	16	2	11.1%	無	-	-	太宰府市総合戦略推進委員会規則	(1) 商工業関係者 (2) 行政関係者 (3) 識見を有する者 (4) 金融機関関係者 (5) 労働機関関係者 (6) 報道機関関係者 (7) その他市長が適当と認める者	×	委員の要件と勘案し検討を行うも目標達成に至らなかった。 また、任期中に女性の委員の辞任があった。	
6	太宰府市情報公開・個人情報保護審査会		文書情報課		2	R5.10.1	～	R7.9.30	3	3	1	2	66.7%	規定に 無	-	-	太宰府市情報公開・個人情報保護審査会条例	・優れた識見を有する者のうちから、市長が任命	○		
7	太宰府市情報公開・個人情報保護審議会		文書情報課		2	R5.4.1	～	R7.3.31	5	5	2	3	60.0%	規定に 無	-	-	太宰府市情報公開・個人情報保護審議会条例・規則	・学識経験のある者その他規則で定める者のうちから、市長が任命 （その他規則で定める者⇒自治会活動その他地域活動に携わる者若しくは携わっていた者又は公益的活動に携わる者若しくは携わっていた者）	○		
8	太宰府市公文書館委員会		文書情報課		2	R5.4.1	～	R7.3.31	15	10	7	3	30.0%	規定に 無	-	-	太宰府市公文書館委員会規則	(1) 副市長 （2） 識見を有するもの	×	本委員会は、太宰府市史編さん事業からの委員会を継承しており、公文書館事業の推進には、これまでの経緯を熟知した委員から提言等を受けることが重要である。現委員はそれを踏まえた選任である。	充職である副市長を除いた委員総数に対する女性登用率は33％である。
9	太宰府市防災会議		防災安全課				～		第3条第5号第1号から第4号まで、第7号及び第8号の委員の定数は、若干名					規定に 無	-	-	災害対策基本法 太宰府市防災会議条例	会長は、市長 (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者 (2) 県知事の部内の職員の内から市長が任命する者 (3) 県警察の警察官の内から市長が任命する者 (4) 市長がその部内の職員の内から指名する者 (5) 教育長 (6) 消防長及び消防団長 (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員の内から市長が任命する者 (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者		R6改選(予定)	

	審議会等名称	180 条の 5	担当課	広 域	任 期 (年)	在任期間			委員 定数 (人)	委員 総数 (人)	男性 委員数 (人)	女性 委員数 (人)	女性の 割合 (%)	公募の 有無	公募 委員数 (人)	応募数 (人)	根拠法令	委員の要件	目標 (40%) 達成○ 未達成×	目標未達成（40%未満） の理由	備考（広域の場合は事務局市町村 名を記入すること）
						いつから	～	いつまで													
10	太宰府市国民保護協議会		防災安全課		2年		～		25人以内					規定に 無	-	-	武力攻撃事態等における国民 の保護のための措置に関する 法律 太宰府市国民保護協議会条例	会長は、市町村長をもって充てる。 3 会長は、会務を総理する。 4 委員は、次に掲げる者のうちから、市町村長が任命 する。 一 当該市町村の区域を管轄する指定地方行政機関の職 員 二 自衛隊に所属する者(任命に当たって防衛大臣の同意 を得た者に限る。) 三 当該市町村の属する都道府県の職員 四 当該市町村の副市町村長 五 当該市町村の教育委員会の教育長及び当該市町村の 区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員(消防本 部を置かない市町村にあっては、消防団長) 六 当該市町村の職員(前二号に掲げる者を除く。) 七 当該市町村の区域において業務を行う指定公共機関 又は指定地方公共機関の役員又は職員			R6改選(予定)
11	太宰府市歴史と文化の環境税運営協議会		税務課		2	R4.7.22	～	R6.7.21	16人以内	13	11	2	15.4%	無	-	-	太宰府市歴史と文化の環境税 条例 太宰府市歴史と文化の環境税 運営協議会規則	(1) 識見を有する者 (2) 関係団体代表者 (3) その他市長が適当と認める者	×	要件(1)(3)を満たす者が少 なく、(2)は他団体推薦による もの	
12	太宰府市税制審議会		税務課		2	R5.9.21	～	R7.9.20	15人以内	12	10	2	16.7%	無	-	-	太宰府市税制審議会規則	(1) 識見を有する者 (2) 関係団体代表 (3) その他市長が適当と認める者	×	要件(1)(3)を満たす者が少 なく、(2)は他団体推薦による もの	
13	太宰府市環境審議会		環境課		2	R5.10.1	～	R7.9.30	10	10	7	3	30.0%	有	2	3	太宰府市環境審議会規則	(1) 識見を有する者 4人 (2) 関係行政機関の職員 1人 (3) 市民 2人 (4) 事業所代表 1人 (5) 関係団体の代表 2人	×	識見を有する者は本市の環境問 題に特に精通している者を委員 として任用しており、また、識 見を有する者以外は公募や各団 体の推薦であり、性別を指定し ていないため。	
14	太宰府市男女共同参画審議会		人権政策課		2	R5.8.1	～	R7.7.31	15人以内	6	3	3	50.0%	有	0	1	太宰府市男女共同参画審議会 規則	(1)識見を有する者 (2)その他市長が適当と認める者	○		①公募委員(女性)がR6.3.31で辞職 したため、R6.4.1現在の公募委員 数は0人。
15	太宰府市人権尊重のまちづくり推進審議会		人権政策課		2	R4.10.1	～	R6.9.30	10人以内	7	5	2	28.6%	無	-	-	太宰府市附属機関設置に関す る条例	(1)識見を有する者 (2)関係行政機関の職員 (3)その他市長が適当と認める者	×	要件(2)で選出された3名全員が 男性だった。	
16	太宰府市男女共同参画推進委員		人権政策課		3	R3.8.1	～	R6.7.31	3人以内	2	1	1	50.0%	無	-	-	太宰府市男女共同参画推進条 例	男女共同参画施策に関し優れた識見を有し、社会的信望 の厚い者のうちから、市長が委嘱。ただし、推進委員の すべてが、男女いずれか一方の性によって占められては ならない	○		※規定に公募についての記載なし
17	太宰府市国民健康保険運営協議会		国保年金課		3	R4.6.1	～	R7.5.31	10	10	8	2	20.0%	無	-	-	国民健康保険法 国民健康保険法施行令 太宰府市国民健康保険条例 太宰府市国民健康保険運営協 議会規則	(1)被保険者を代表する委員 3人 (2)保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3人 (3)公益を代表する委員 3人 (4)被用者保険等保険者を代表する委員 1人	×	関係機関・団体からの推薦によ るものであるため。	
18	太宰府市地域福祉推進委員会		福祉課		2	R4.10.1	～	R6.9.30	15人以内	12	6	6	50.0%	有	1	1	太宰府市地域福祉推進委員会 規則	(1)民生委員・児童委員 (2)識見を有する者 (3)福祉ボランティア活動を行っている者 (4)その他市長が適当と認める者	○		公募委員1名（女性）
19	太宰府市障害者施策推進協議会		福祉課		2	R4.9.1	～	R6.8.31	13人以内	12	7	5	41.7%	有	0	0	太宰府市障害者施策推進協議 会規則	(1)社会福祉協議会の代表者 (2)障害者団体の代表者 (3)民生委員 (4)関係行政機関の職員 (5)その他市長が必要と認める者	○		1名募集したが応募が無かった
20	太宰府市民生委員推薦会		福祉課		3	R4.9.1	～	R7.8.31	7人以内	7	4	3	42.9%	無	-	-	民生委員法、民生委員法施行 令、太宰府市民生委員推薦会 規則	(1)民生委員 1人 (2)市の区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者 1 人 (3)関係行政機関の職員 1人 (4)社会福祉に関し識見を有する者 4人以内	○		

	審議会等名称	180 条の 5	担当課	広 域	任 期 (年)	在任期間			委員 定数 (人)	委員 総数 (人)	男性 委員数 (人)	女性 委員数 (人)	女性の 割合 (%)	公募の 有無	公募 委員数 (人)	応募数 (人)	根拠法令	委員の要件	目標 (40%) 達成○ 未達成×	目標未達成(40%未満) の理由	備考(広域の場合は事務局市町村 名を記入すること)
						いつから	～	いつまで													
21	筑紫地区障害支援区分等審査会		福祉課	○	2	R5.4.1	～	R7.3.31	10人	10	8	2	20.0%	無	-	-	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令、筑紫地区障害支援区分等審査会の共同設置に関する規約	障害者等の保健又は福祉に関する学識経験を有する者	×	団体からの推薦であるため	R6～太宰府市
22	太宰府市介護保険運営協議会		介護保険課			R3.10.1	～	R6.9.30	10人以内	9	5	4	44.4%	有	1	4	太宰府市介護保険条例	介護保険の被保険者、介護サービス事業及び保健医療関係者、地域福祉を担う団体関係者、介護及び福祉に関する識見を有する者	○		
23	介護認定審査会		介護保険課	○		R5.4.1	～	R7.3.31	200人内	35	24	11	31.4%	規定に 無	-	-	介護保険法	要介護者等の保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者	×	開催場所・時間・曜日を限定した筑紫地区での募集に対して、筑紫医師会などの9団体から推薦された委員であるため	事務局：大野城市
24	太宰府市子ども・子育て会議		保育児童課		2	R4.9.1	～	R6.8.31	13人以内	12	4	8	66.7%	無	-	-	太宰府市子ども・子育て会議規則	(1)関係機関の職員 (2)関係団体の代表 (3)識見を有する者 (4)その他市長が適当と認める者	○		
25	太宰府市健康づくり推進協議会		元気づくり課		2	R4.9.1	～	R6.8.31	10人以内	10	6	4	40.0%	無	-	-	太宰府市健康づくり推進協議会規則	(1) 関係行政機関の職員 (2) 関係団体の長が推薦する者 (3) 医療等識見を有する者 (4) その他市長が適当と認める者	○		
26	太宰府市予防接種健康被害調査委員会		元気づくり課		2	R4.7.1	～	R6.6.30	7	7	6	1	14.3%	規定に 無	-	-	太宰府市予防接種健康被害調査委員会設置条例	(1) 筑紫医師会の代表者 1人 (2) 筑紫医師会の推薦する医師 4人 (3) 福岡県筑紫保健福祉環境事務所の保健監 1人 (4) 副市長	×	筑紫医師会の推薦する医師	
27	太宰府市都市計画審議会		都市計画課		2	R4.11.1	～	R6.10.31	13人以内	12	11	1	8.3%	無	-	-	太宰府市都市計画審議会条例	(1)識見を有する者 (2)市議会議員 (3)関係行政機関の職員 (4)市民	×	関係機関・団体等からの推薦によるため	
28	太宰府市景観・市民遺産審議会		都市計画課		2	R5.4.1	～	R7.3.31	15人以内	13	9	4	30.8%	有	2	4	太宰府市景観・市民遺産審議会規則	(1)関係団体等を代表する者 (2)識見を有する者 (3)市民を代表する者 (4)その他市長が適当と認める者	×	関係機関・団体等からの推薦によるため	
29	太宰府市歴史的風致維持向上協議会		都市計画課		2	R4.11.1	～	R6.10.31	15人以内	11	8	3	27.3%	有	1	3	太宰府市歴史的風致維持向上協議会規則	(1)識見を有する者 (2)関係団体を代表する者 (3)関係行政機関の職員 (4)その他市長が必要と認める者	×	関係機関・団体等からの推薦によるため	
30	太宰府市旅館等建築審査会		都市計画課		2	R5.4.1	～	R7.3.31	6人以内	6	4	2	33.3%	無	-	-	太宰府市ラブホテル類似施設建築規制条例 太宰府市ラブホテル類似施設建築規制条例施行規則	(1)識見を有する者 (2)市の職員 (3)その他市長が必要と認める者	×	関係機関・団体等からの推薦によるため	
31	太宰府市空家等対策協議会		都市計画課		2	R6.4.1	～	R8.3.31	15人以内	15	13	2	13.3%	無	-	-	太宰府市空家等対策協議会規則	(1)副市長 (2)校区自治協議会を代表する者 (3)市議会議員 (4)識見を有する者 (5)関係機関又は関係団体を代表する者 (6)その他市長が適当と認める者	×	関係機関・団体等からの推薦によるため	
32	太宰府市総合交通計画協議会		都市計画課		2	R4.6.1	～	(13名) R4.7.1～	15人以内	15	14	1	6.7%	無	-	-	太宰府市総合交通計画協議会規則	(1)学識経験者 (2)公共交通事業者を代表する者 (3)道路管理者から推薦された者 (4)関係行政機関の職員 (5)その他市長が適当と認める者	×	関係機関・団体等からの推薦によるため	